

## 捕獲実施計画書

年度	振興局名	地域名
平成 30 年度	日高振興局	えりも

## 【基本情報】

住所等	土地所有者	メッシュ番号
幌泉郡えりも町字目黒 (水源涵養保安林、シカ捕獲禁止区域)	道有林	ケ 1 2 3

## 【捕獲事業の目標】

えりも町のエゾシカによる農業被害額は、生息数が減少傾向にあるここ数年においても依然高水準で推移している(H29 年度の被害額は振興局調べで約 11 百万円)。また、エゾシカが関係する交通事故も毎年十数件発生している。

同地はシカ捕獲禁止区域(銃)であり、銃猟による捕獲、また近年、許可捕獲についても実施されていないこと等から総合的に判断した結果、地域個体群の主な越冬地、逃避先のひとつとして利用されているものと推定される。森林被害、牧草地の被害はもとより、民家の庭への侵入等による間接被害も認められるとのことから、同地において冬期間を中心に個体数調整を行い、各種被害減少に資することを目標とする。

## 【地区の概況】

条 件	状 況	
生 息 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカ捕獲禁止区域に指定されており、狩猟や捕獲がされていない地域であるが、えりも町、鳥獣保護監視員、地元有識者等への聞き取り調査の結果によると、100~200 頭程度の越冬が推定されている。</li> <li>平成 29 年度捕獲等事業において、足跡やシカ道、食痕等が多数確認されている。</li> </ul>	
地 形	<ul style="list-style-type: none"> <li>針広混交林とトドマツ植林地が広がる。</li> <li>林道待避所には大型のわなを設置可能なスペースがある。</li> </ul>	
餌 資 源 量	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミヤコザサが冬季の主な餌資源と予想される。</li> </ul>	
周辺 環境	希少動植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少野生鳥獣の生息情報がある。</li> </ul>
	人間活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>林内に林道(作業道)がある。</li> <li>周辺民家等には防鹿柵が設置されている。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>エゾシカ捕獲禁止区域に指定されており、通常は捕獲されていない。</li> <li>平成 29 年度の道のエゾシカ捕獲等事業で捕獲事例あり。</li> </ul>	

## 【猟法・捕獲手法】(案)

※以下の猟法(捕獲手法)は(案)として、手法は受託者が選定し提案してください。

別記第 4 号様式

- ・希少野生鳥類が生息していることへの影響を考慮すると、銃猟による捕獲は困難であり、わな猟による捕獲を検討する。(平成 29 年度の大型囲いわなによる捕獲実績は 17 頭)
- ・なお、わな猟による捕獲でエゾシカ以外の鳥獣が入った場合には、速やかに放獣する。
- ・実施にあつては、立入禁止の看板を設置し、チラシ等により周辺住民への事前周知をする。

猟法 (捕獲手法)	実施期間	場所	目標頭数	考え方
①小型囲いわな 1 基以上	事業開始 ～ 3 月	シカ捕獲禁止区 域及び周辺	合計 40 頭以上	推定越冬数 200 頭×20%
②大型囲いわな 1 基以上	事業開始 ～ 3 月	シカ捕獲禁止区 域及び周辺		

【実施体制】

- ・捕獲事業について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託する。
- ・事業計画や事後検証について、関係機関からなる調整会議を設置し、意見交換を行う。

区 分	内 容
わな猟 (囲いわな)	<p>・ 確実な捕獲のため、捕獲実施前 (数週間～1 ヶ月程度) に事前の餌誘引を行う。誘引に使う餌は、牧草ロールやビートパルプ、穀類 (ただしヒグマ誘引の危険性からコーン類を除く) 等、地域の状況に応じたものによる。なお給餌に当たっては、餌は箱に入れるなど、散逸しないようにする。</p> <p>・ 大型囲いわなは、単管又は木杭、金網等によりエゾシカの衝突や強風に耐えうる構造で、囲い部の高さは 2.7m 以上とする。</p> <p> 囲いわな本体は大型は 200 m<sup>2</sup>程度、小型は成体のエゾシカ 1～2 頭を捕獲できる程度の広さで、追い込み部を備え、追い込み時の安全確保のため捕獲ゲートから追い込み部に向かって狭くなる構造を基本とするが、設置場所の状況に合わせた形状や大きさとする。</p> <p> また壁はブルーシートやコンクリート型枠合板などにより遮蔽し、柵の中から外が見えないようにする。</p> <p> また、遠隔操作で閉鎖できる捕獲ゲートを設置するとともに、囲いわなへのエゾシカの侵入状況及び周辺部の出没状況を把握するため、監視カメラを設置し、適時、遠隔地から確認できることとする。</p> <p> ・ わなには、事業者名もしくは捕獲従事者名、住所、従事者証の交付者名、委託元、実施期間、及び捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識を見やすい場所に設置するとともに、わな設置地への道の入り口等、入込者や地域住民にもわかりやすい場所に設置し、周知することとする。</p> <p> なお、わなに設置する標識については、金属製又はプラスチック製の標識に、一字の大きさが縦 1.0cm 以上、横 1.0cm 以上の文字で記載する。</p>

別記第 4 号様式

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置数については、大小各 1 基以上とし、設置期間は概ね 90 日程度とする。</li> <li>・見回りは 2 日に 1 回を基本とし、出没状況や採食状況を確認するとともに、必要に応じて誘引餌の補給や整理整頓等行うこと。</li> <li>・捕獲実施にあたっては、他の鳥獣がいないことを確認するなど錯誤捕獲の防止に努めること。また万一錯誤捕獲を行った場合は、原則、放獣することとする。</li> </ul>
--	--

【関係法令、規制等】

規制内容	根拠法令等	概要	申請先	備考
鳥獣の捕獲	鳥獣保護管理法 (第 9 条第 8 項)	エゾシカの捕獲従事者証	日高振興局環境生活課	
土地への立入り	入林承認申請	道有林への立入り	日高振興局森林室	
土地の使用	第二種普通財産（道有林野）使用承認申請	囲いわな設置に伴う土地の使用承認	日高振興局森林室	
土地の形質変更	保安林内作業許可申請	囲いわな設置に伴う土地の形質変更	日高振興局林務課 (森林室管理課経由)	

【有効活用】

- ・捕獲個体については可能な限り有効活用することとする。捕獲場所において生体のまま、もしくは止め刺し後速やかに有効活用先に引き渡すこととする。

区分	対象	主な搬出先	住所
食肉活用	捕獲段階で生存し、かつ、健康状態に異常が見られない個体は有効活用する	食肉事業者が所有する一時養鹿施設又は食肉処理施設	
一般廃棄物処理	上記に該当しない個体は一般廃棄物として処理する	一般廃棄物処理施設	